

石垣市立小・中学校体験入学（受入れ）実施要項の新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(目的) 第1条 この要項は、石垣市立小中学校が<u>国内外在籍子女の体験入学を受け入れることに関し、必要な事項を定め、本市の児童生徒と他地区又は外国との交流及び国際理解を深めることを目的とする。</u></p> <p>(受入対象者) 第2条 石垣市立小中学校体験入学（以下「体験入学」という。）の受入対象者は、<u>次の各号のいずれかに該当する者とする。</u> <u>(1) 本市出身者又はその子女若しくはその子であり、本市に一時預かり者がいる者</u> <u>(2) 外国籍で本市に一時預かり者がいる者</u> <u>(3) その他教育委員会が認める者</u></p> <p>(受入申請) 第4条 体験入学を希望する場合、保護者又は<u>体験入学者を一時預かりする者（以下「一時保護者」という。）</u>は、学校長へ申し出るとともに申請書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）を提出しなければならない。</p> <p>(受入決定) 第5条 前条の規定により申請を受けた学校長は、教育委員会に当該申請書及び誓約書の写しを添え申請し、教育委員会から体験入学許可通知書（様式第3号）の交付を受けた後、一時保護者に連絡するものとする。</p> <p>(事故責任等) 第6条 一時保護者は、体験入学を希望する児童生徒を傷害保険及び賠償責任保険に加入させ、体験入学中の事故、事件等に関して、自らの</p>	<p>(目的) 第1条 この要項は、石垣市立小・中学校の児童生徒と他地区又は外国との交流及び国際理解を深めることを目的とする。</p> <p>(受入対象者) 第2条 石垣市立小・中学校体験入学（以下「体験入学」という。）の受入対象者は、<u>本市出身者又はその子もしくはその子の子であり、本市に一時預かり者（以下「一時保護者」という。）がいる者とする。</u></p> <p>(受入申請) 第4条 体験入学を希望する場合、保護者又は<u>一時保護者</u>は、学校長へ申し出るとともに申請書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）を提出しなければならない。</p> <p>(受入決定) 第5条 前条の規定により申請を受けた学校長は、教育委員会に当該申請書及び誓約書の写しを添え申請し、教育委員会から体験入学許可通知書（様式第3号）の交付を受けた後、<u>保護者又は</u>一時保護者に連絡するものとする。</p> <p>(事故責任等) 第6条 <u>保護者又は</u>一時保護者は、体験入学を希望する児童生徒を傷害保険及び賠償責任保険に加入させ、<u>登下校を含めた</u>体験入学中の事故、</p>

責任において対応しなければならない。

(実費負担)

第8条 体験入学受入れ期間中における体験入学者の給食費及び教材費等は、一時保護者の負担とする。

(その他)

第9条 外国籍の児童生徒の受入れにおいて、通訳者等の配置は行わない。

第10条 この要項に定めるもののほか、体験入学に関し必要な事項は、その都度一時保護者と学校長が協議し、決定することとする。

事件等に関して、自らの責任において対応しなければならない。

(実費負担)

第8条 体験入学受入れ期間中における体験入学者の給食費及び教材費等は、保護者又は一時保護者の負担とする。

(その他)

第9条 児童生徒の受入れにおいて、通訳者等の配置は行わない。

第10条 この要項に定めるもののほか、体験入学に関し必要な事項は、その都度保護者又は一時保護者と学校長が協議し、決定することとする。